

京都市クリーンセンター等自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、クリーンセンター等に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

市有財産の更なる有効活用及び水分補給をはじめとする職員の体調管理の観点から、以下の施設に飲料自動販売機を設置します。

2 設置施設（今回募集するもの）

施設名称	所在地	台数
北部クリーンセンター	右京区梅ヶ畑高鼻町 27	3
東北部クリーンセンター	左京区静海市原町 1339	1
南部クリーンセンター	伏見区横大路八反田 29	4
埋立事業管理事務所	伏見区醍醐上山田 1	1
旧塔ノ森埋立用地（仮設グラウンド）	南区上鳥羽塔ノ森上河原	1

※ 具体的な設置場所は仕様書別紙2「自動販売機配置図」を御確認ください。

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売は行ってはいけません。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）を上回らない範囲で、事業者において設定してください。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) 冷たい商品と温かい商品が同時に販売できる機種としてください。
- (2) 自動販売機に投入する商品については、種類に偏りが出ないようにしてください。
- (3) 環境に配慮したものとしてください。
- (4) 電気メーターを設置してください。

5 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気メーターの設置及び検針、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

6 応募資格要件

仕様書を御確認ください。

7 使用許可の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

8 使用許可の更新

令和9年4月1日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長1年（令和10年3月31日まで）を限度に、使用許可を更新することができます。

9 使用料

事業者が提案により提示した提案使用料を使用料とします。
更新後の使用料は仕様書を御確認ください。

10 申込受付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）まで（必着）

11 質問及び回答

(1) 質問（持参のみ）

令和8年2月20日（金）から令和8年2月25日（水）まで

【受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時まで】

なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 回答

質問受付期間の末日の翌日から起算して3営業日以内（予定）に施設管理課ホームページに掲載して回答します。

12 設置事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。
詳しくは仕様書を御確認ください。

(2) 決定予定日

令和8年3月13日（金）

(3) 決定後の公表

施設管理課ホームページにおいて設置事業者の決定状況を掲載します。

【問合せ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当：横川、市場）

電話（075）222-3964（直通）

HPアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>